



# 埼玉県報

第 2714 号  
平成 27 年(2015 年)  
7 月 17 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

### 告示

- 予算の公表（財政課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 番号制度対応に係る税務システム改修業務委託に関する契約の相手方等の公示（税務課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 県道さいたま東村山線（新座市野火止三丁目）の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道西金野井春日部線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道西金野井春日部線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 建築協定について（全員協定）（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（熊谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

## 規 則

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則一―六四

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県人事委員会規則一―四八）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第八百六十五号

埼玉県議会平成二十七年六月定例会において議決された平成二十七年年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成27年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

平成27年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,754千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,829,050,754千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		500,000	52,754	552,754
	1 繰越金	500,000	52,754	552,754
歳入合計		1,828,998,000	52,754	1,829,050,754

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		94,140,112	764,989	94,905,101
	3 県民費	8,013,686	764,989	8,778,675
10 教育費		536,890,658	△712,235	536,178,423
	9 保健体育費	1,777,296	△712,235	1,065,061
歳出合計		1,828,998,000	52,754	1,829,050,754

第2表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加 事 項	期 間	限 度 額
ラグビーワールドカップ2019開催自治体分担金	平成28年度から 平成29年度まで	100,000

# 告示

## 埼玉県告示第八百六十六号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認証
ときがわ町	平成二十五年度地籍調査三冊元上、大字瀬戸（元下）	平成二十五年度地籍調査三冊元上、大字瀬戸（元下）	平成二十七年七月十日

# 告 示

## 埼玉県告示第八百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
番号制度対応に係る税務システム改修業務委託契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年6月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額  
210,243,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第八百六十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

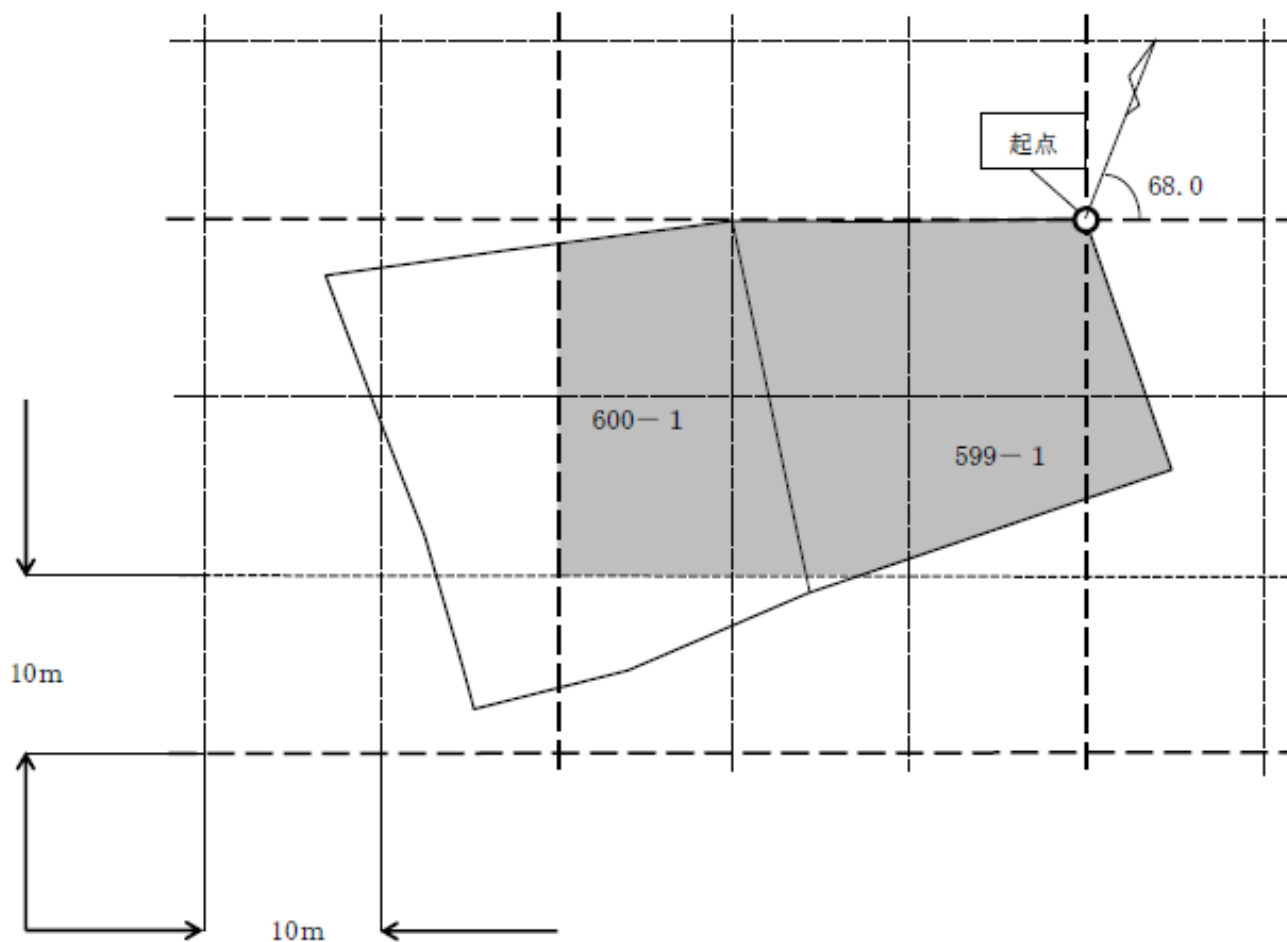
平成二十七年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県和光市白子三丁目五百九十九番一の一部及び六百番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物




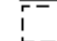


#### 起点

起点は和光市白子三丁目 599 番 1 の最北端とする（北緯：35° 47' 17、東経：139° 37' 41）。

#### 格子の回転角度 68.0 度

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと並行して 10m 間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

#### 凡例

-  : 敷地境界
-  : 30m 格子
-  : 単位区画 (10m × 10m)
-  : 形質変更時要届出区域

## 告 示

### 埼玉県告示第八百六十九号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 作業種別  
基本測量
- 二 作業期間  
平成二十七年八月十日から平成二十八年二月二十六日まで
- 三 作業地域  
さいたま市、蕨市、戸田市、加須市、久喜市、幸手市

## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十号

平成二十七年埼玉県告示第六百二十八号で公示した公共測量は、平成二十七年六月三十日終了した旨測量計画機関である大宮駅西口第3・2地区市街地再開発準備組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 水村 正和

さいたま東村山線	路線名
新座市野火止三丁目二二九九番一四地先から 同市野火止三丁目二二九九番六地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	供用開始の区間
平成二十七年七月十七日	供用開始の期日
	備考

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二



<p>路線名</p>	<p>百四十号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡長瀨町大字野上下郷字中道一 四三七番一地先から 同郡同町大字野上下郷字中道一四一 八番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年七月十七日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十五年七月十九日付け埼玉 県秩父県土整備事 務所長告示十九号 で告示した道路予 定区域の供用開始 である。 延長二〇三・五〇 メートル (ただし、関係図 面に表示する部分 に限る。)</p>

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

<p>路線名</p>	<p>二百九十九号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡横瀬町大字横瀬字五番一五九 三番一地从先から 同郡同町大字横瀬字四番一一九〇番 三地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年七月十七日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十二年十一月十二日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示十七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二五七・〇〇メートル (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 西金野井春日部線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
春日部市牛島字川中子一〇 三〇番一地先から 同市牛島字川中子一〇〇〇 番一〇地先まで	春日部市下柳字古川端八四四 番四地先から 同市牛島字川中子九九五番一 地先まで		区 間
一〇・〇〇	一二・〇〇 三五・〇〇		敷地の幅員 (メートル)
六七・一八	六〇二・〇〇		延長 (メートル)
新B…新幸松橋仮橋区間 平成六年十一月二十九日 付埼玉県告示第千六百四 十六号で告示した道路予 定区域の一部変更である。			備 考

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>西金野井春日部線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>春日部市下柳字古川端八四四番 四地先から 同市牛島字川中子九九五番一 地 先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年七月十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十七年七月十七日付 け埼玉県越谷県土整備事務 所長告示第十五号における 道路区域の一部供用開始で ある。延長六〇二・〇〇メ ートル。</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目二十八番七号

鳩山ニュータウン第五工区（一）建築協定委員会

委員長 長澤 勲

#### 二 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目千四百四十三番百八十六他百二十三筆



## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年七月十七日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第八号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年 七月八日
指定に係る道路の位置	入間市河原町百三十四ー七から 百四十三ー八まで 入間市河原町二百五十八ー二から 百三十一ー五まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	五十五・二七 七十六・七六
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	二十三・〇 十七・五

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年七月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年七月八日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十二街区五画地地先から六十二街区九画地 地先まで、六十六―二街区三画地地先から六十 六―二街区六画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十三街区五画地地先から六十三街区九画地 地先まで、六十一街区十三画地地先から六十四 街区一画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>五十・〇〇</p> <p>六十五・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十二・〇〇</p> <p>六・〇〇</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

#### 一 許可番号

平成二十七年七月六日

指令越建セ第二六〇〇一四二号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年七月一四日

越建セ第一六七一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字八河内七八七番六

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目五番一二号

コスモ上福岡プレステージ一〇一号 井上雄介

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

#### 一 許可番号

平成二十六年十一月二十一日

指令越建セ第二六〇〇四四〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年七月十四日

越建セ第一六九一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字西条原字中通五二八番二

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市北一―五―一八 日野 悠佳

## 告 示

### 埼玉県教委告示第二十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康 夫

#### 一 日時

平成二十七年七月二十三日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

当面する教育関係諸問題について